

会長及び副会長の選任について（案）

1 会長及び副会長の選任方法

会長及び副会長の選任は、千葉市健康づくり推進協議会設置条例第4条第2項の規定により、委員の互選で定めることとなっています。

今回、書面開催のご連絡と併せて、委員の皆様には会長及び副会長の選任について事務局よりお伺いした結果、多数の方から御指名のあった委員を候補者とし、委員の皆様には再度選任についてのご意見をお伺いします。

2 会長及び副会長の候補者について

役 職	氏 名	所 属
会 長	<small>さいとう</small> 斎藤 <small>ひろあき</small> 博明	千葉市医師会
副会長	<small>さいとう</small> 斎藤 <small>ひろし</small> 浩司	千葉市歯科医師会

3 回答方法

同封のハガキ（議題1の回答票）に、会長及び副会長の候補者をそれぞれについて、承認される場合は□欄にチェックをお願いします。

4 回答期日

令和3年9月7日（火）までにご返送をお願いします。

※「書面開催による審議議案ご意見伺い書」より早い回答期日となりますので、ご注意ください。